

令和 3 年度 SIP 追跡調査の進め方について

令和 3 年 2 月 2 5 日
S I P / P R I S M 総括

1. 基本方針

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の運用指針（以下、運用指針）において、SIP の制度全体（以下「制度」という。）について終了後、一定の時間（原則として 3 年）が経過したのち、必要に応じて追跡評価を行うとされている。令和 4 年 4 月 1 日に SIP 第 1 期が終了して 3 年が経過することから、令和 4 年度に SIP 第 1 期制度に関する追跡評価を実施することとする。

運用指針において、SIP の各課題については、終了後、必要に応じて追跡評価を行うとされていることから、制度評価同様、令和 4 年度に追跡評価を行うことが適当か否かは別途検討することとする。

なお、今後の追跡評価に向けて、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度も追跡調査を実施することとする。

2. 追跡評価の観点

（1）追跡調査

SIP 第 1 期制度の中間評価、最終評価、各課題の最終評価及びこれまでに実施した追跡調査を踏まえ、令和 3 年度の追跡調査を実施する。令和 3 年度は令和 2 年度のアンケート調査結果をもとに、

- ・ 目標を達成できずに研究を終了した研究テーマに対するヒアリング
 - ・ 成功事例に関するヒアリング及び追跡評価の試行
- を行い、その結果を次期 SIP の制度設計等に反映することとする。

加えて、令和 4 年度にどのような追跡評価を実施すべきかについて検討を行うこととする。

（2）追跡評価

運用指針を踏まえ、制度に係る追跡評価は制度の有効性等について行い、将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる。

また、各課題の追跡評価を実施する場合には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案などを行う。

3. 進め方(案)

(1) 追跡調査ワーキンググループ(WG)の設置

令和3年度に実施する追跡調査の進め方及び令和4年度に実施する追跡評価のあり方に関する議論を行うための追跡調査WGを設置する。

(2) 追跡調査WGにおける審議

令和3年度の追跡調査を進めるとともに、その結果を踏まえ、令和4年度の追跡評価のあり方について提言することとする。なお、令和3年度に実施する追跡調査等には、シンクタンク等を活用する。

(3) 追跡調査WGメンバーについて

追跡調査WGは、SIP関係者および外部有識者の複数名で構成する。そのメンバーとして、以下の構成を想定している。

○構成メンバー：大学(3名程度)、国立研究開発法人(2名程度)、企業(3名程度)、コンサルティング(1名程度)、弁理士(1名程度)

4. スケジュール(案)

令和3年度のスケジュールは、概ね以下を予定している。

令和3年

5月頃 令和3年度追跡調査の進め方について

- ・アンケート分析方針
- ・ヒアリング方針
- ・追跡評価の試行について

10月頃 令和3年度追跡調査の進捗状況について

12月頃 令和4年度の追跡評価のあり方について

令和4年

1月頃 令和3年度追跡評価結果報告案について

2月頃 ガバニングボードに報告

以上